

大熊町町民交流イベント運営業務委託仕様書

本仕様書は、令和4年度大熊町町民交流イベント運営業務について、受託事業者に対する業務内容を示すものである。受託事業者は、次の業務を大熊町と十分な連携を図りながら実施するものとする。

1 業務の目的

本業務は、特定復興再生拠点区域内で交流イベントを開催することで、ふるさととの繋がりや町民同士の交流を深め、帰還の促進やふるさととの結びつきを維持することを主とした、大熊町町民交流イベントに関する業務を実施することを目的とする。

2 委託期間及び実施場所

委託期間：契約締結日から令和5年3月31日まで

実施場所：大熊インキュベーションセンター

3 業務委託の内容

(1) 大熊町町民交流イベントの開催

① イベントは1回（令和5年3月12日）を予定し、企画から運営までを受託事業者で行うものとする。

② イベントの内容は復興を後押しするもので、大熊インキュベーションセンターを会場とし町民同士の交流を深め、ふるさととの結びつきを維持するためのものとなること。また、インキュベーションセンターの特色を活かし入居企業の商品紹介や体験会、撮影会や写真展示会、最新技術を紹介するなど、町内町外からの集客力及びPR効果の高いイベントとし、VR（仮想現実）技術やモビリティ等を活用し、子供からお年寄りまで気軽に体験、体感できる内容を含むものとする。

③ イベント敷地内での飲食物販ブース（キッチンカー、フードトラックも可）等の10店舗以上の出店を必須のものとする。イベント内容については、過去に町内での学生参加イベント等で復興のために企画をした内容などを加味することが望ましい。

④ イベントの実施は受託事業者との協議により決定するが、屋外で実施する場合においては荒天時の対応について示すこと。

⑤ 大熊インキュベーションセンターの運営業務との連携をはかること。

(2) 広報媒体を活用した情報発信

① 発信回数は2回以上行うものとする。

② 媒体、手法については受託事業者との協議により決定するが、特定の対象だけでなく広く町民に周知広報がなされるよう配慮すること。

③ 発信時期など詳細は受託事業者との協議により決定する。

(3) その他

① 来場者へのアンケートを実施し、イベントの感想等を収集すること。アンケートの設問項目や実施方法等については、委託者と協議すること。

4 提出書類等

(1) 受託事業者は、次の書類等を町が指定する日までに提出しなければならない。

- ① 委託業務着手届（別記第1号様式） 1部
- ② 委託業務完了届（別記第2号様式） 1部
- ③ 業務完了報告書（任意様式） 2部

受託事業者は、業務が完了したときは、速やかに完了報告書をまとめ、A4判で2部及び電子媒体（DVD等）で1部提出しなければならない。

完了報告書に記載すべき事項

- ① イベント実施報告書
- ② イベントの記録写真
- ③ PR施策実施報告書
- ④ その他本業務に必要なものとして作成したもの

(2) 提出書類の訂正

受託事業者は、提出した書類等の誤り又は訂正事項があった場合は、業務完了後であっても協議のうえ、受託事業者の負担において速やかに訂正し、再提出しなければならない。

5 業務遂行に関する協議等

(1) 業務計画書等の提出

受託事業者は、契約締結後速やかに業務計画書を大熊町に提出し、承諾を得ること。

(2) 業務担当者の選定

業務の遂行にあたっては、業務に精通した専門家等、適切かつ十分な人材を配置すること。

(3) 業務の報告

受託事業者は、業務の遂行について随時、経過報告を行い、密接な連携に努め、その指示に従うものとする。

6 契約に関する条件等

(1) 機密保持

受託事業者（受託事業者が雇用した者も含む）は、本契約中に知り得た情報を他に漏洩してはならない。

(2) 再委託について

ア 受託事業者は、本契約の全部又は一部を第三者に委託してはならない。
ただし、予め書面により町の承諾を得た場合にはこの限りではない。

イ 承諾された場合であっても、受託事業者が負担する義務と同等の義務を当該委託先に負わせるものとする。

7 その他

(1) 本仕様に定めのない事項等

受託事業者は本業務委託の実施にあたり、不明な点や変更点、本仕様等に定めのない事項が発生したときは、町と協議の上、決定するものとする。

(2) 留意事項

ア 本業務委託に係る書類については、他の業務と混同しないよう区分し保管すること。

イ 関係書類等については本業務委託終了年度から5年間保管すること。

ウ 受託事業者は、本業務委託に係る会計実地検査が実施される場合には、町に協力しなければならない。

エ 本業務委託に関連し、受託事業者の故意又は過失等受託事業者の責により町に損害が生じた場合には、受託事業者は町に対してその損害を賠償しなければならない。

オ 本業務委託により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム、データベースに関わる著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は発注者に帰属する。